

質問内容

- ① 正規職員とは菊池市役所の職員なのか？
- ② 正規職員（51名）は、移譲後は全員市役所に引き上げるか？本人の意思でつまごめ荘に残る場合があるとすれば何名ぐらい見込めるか？
- ③ つまごめ荘に残る正規職員やその他の職員に対し、現給与（年収）の維持・保証を行う必要があるのか？又、現給与は市役所の公務員給与の規定なのか？準じているのか？つまごめ荘用の給与規定なのか？
- ④ 現施設長や事務局長等の役職者について、現任を継続しなければならないのか？

回答

- ① 菊池市の正規職員です（再任用職員2名と任期付職員5名を含む）。
- ② 正規職員（任期付職員を除く）については、先般実施した個別ヒアリングの結果では、ほとんどの職員が市の事務職等への異動や退職を希望しており、条件次第ではつまごめ荘に残りたいと希望している職員は数名程度となっています。
なお、移譲先法人との協議となりますが、安定的な施設運営体制の確保等の為、一定の期間派遣職員として正規職員の派遣を行う場合があります。
また、任期付職員については、条件次第ではつまごめ荘に残りたいと希望している職員が多数です。
- ③ 移譲後のつまごめ荘に残る正規職員やその他の職員に対しての給与等については、移譲先法人の規定によるものと考えています。
なお、現給与については、正規職員（任期付職員及び再任用職員含む）については、市の規定（給与条例等）によるものです。
また、臨時・嘱託職員の賃金・報酬額については、正規職員の給料表を算定根拠として、別途定めています。
- ④ 現施設長等の役職者についても、上記②の正規職員の取り扱いと同様になります。

(参考)

※事務職等の給与等については、菊池市一般職の職員の給与に関する条例及び菊池市一般職の職員の給与に関する条例施行規則、介護士の給与等については、菊池市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び菊池市技能労務職員の給与に関する規則、任期付職員の給与等については、菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則等による。